

今後のこども家庭政策の方向性と課題 ～包括的な子ども・子育て支援へ～

2023年6月6日

吉田 正幸
(保育システム研究所代表)

少子化の現状（概観）

出生数：79万9,728人（2022年（速報値）） [81万1,622人（2021年（確定値））]

※団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）は50歳代に

← 団塊ジュニア世代は毎年約200万人生まれていた

157万6889人（1980年） ※厚労省「人口動態統計」

合計特殊出生率：1.27（2022年（見込み））。2021年（1.30）から微減

← これまでの過去最低は2005年の1.26 1980年は1.75 ※厚労省「人口動態統計」

生涯未婚率：男性28.25% / 女性14.85%（2020年）

（50歳時の未婚割合） ← 男性 2.60% / 女性 4.45%（1980年）

※国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017」

平均初婚年齢：夫31.0歳 / 妻29.5歳（2021年（概数））

← 夫27.8歳 / 妻25.2歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

女性の第1子出産平均年齢：30.9歳（2021年（概数））

← 26.4歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

→ **現在の傾向が続けば、2070年には人口が約8,700万人まで減少**

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年）」中位推計

内閣府子ども・子育て本部の資料より（一部修正）

【ライフステージに応じた少子化対策】

* 問われる総合的な少子化対策

- ・各ライフステージに応じたボトルネック（BN）の解消がカギ

「No Child (Unmarried)」 (結婚前の独身期)

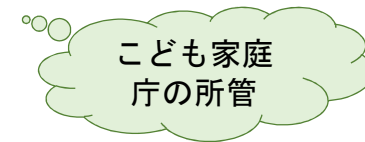
BN：非正規雇用（定収入、不安定）、出会いの場や機会の減少

- ⇒ 一定の収入が得られる安定した仕事（正規雇用、同一労働同一賃金）、ワークライフバランス
- 重層的なコミュニティの形成（地域社会、会社、ボランティアグループ、趣味のサークルなど）

「With Child」 (結婚して子どもが成人するまでの時期、子育て期)

BN：仕事と子育ての両立困難、不十分な夫婦役割分担、地域コミュニティの希薄化、保育体制の不備

- ⇒ 子育て家庭への切れ目のない支援（両立支援、親育ち支援）、地域コミュニティの再生
- 質の高い教育・保育の提供、困難を抱える子ども・家庭への支援



「Leaving Child」 (子どもが成人した後の時期)

BN：高等教育費の負担増、ひきこもり、パラサイト

- ⇒ 高等教育の費用低減、奨学金制度の抜本的改善、子どもの自立支援、雇用機会や環境の整備

【少子化対策における“保育”の役割】

* 少子化に影響を及ぼす要因

- ・未婚化の進行 非正規雇用の増加、出会いの機会・場の減少
- ・夫婦出生力の低下 ← 育児の不安や負担、教育費等の経済的負担、子育ての孤立化
- ・女性就業率の上昇 ← 保育ニーズの増大、仕事と子育ての両立困難



* 問われる総合的な少子化対策

- ・求められる2つの少子化対策 ⇒ 量（支え手の数を増やすこと）と質（支え手の力をつけること）
- ・量：労働政策や雇用政策の問題 ⇒ 未婚化・非婚化の抑制 Ex. 正規化の促進、同一労働・同一賃金
- ・質：“保育”が貢献できるもの ⇒ 健やかな子どもの育成、子育て家庭への支援（両立支援・親育ち支援）
子ども環境の機能の再生・回復、子育てに夢を持てる環境の醸成

* 教育・保育・地域子育て支援の包括的な展開（“保育”の拡充*）

- ・問われる“保育”の質 ⇒ 良質な保育+家庭・地域社会への総合的アプローチ
- ・未就園児家庭への対応 ⇒ 非就業者・非正規者などへの重層的な支援
- ・福祉・教育・医療・雇用・まちづくり等との包括的地域共生社会

〔少子化対策の失敗？〕
ボトルネックは労働・雇用政策
保育政策とのミスマッチも

保育は何に貢献できるのか？
⇒ 子どもの健やかな育ち
家庭機能の回復
コミュニティの再生

* ここで言う“保育”は、養護と教育が一体となった保育、幼児教育、子育て支援を包含したものを指す

〔子どもの育ちと子ども環境〕

* 子どもの育ちを阻害する様々な要因

- ・ 多様化する子どもの貧困問題
- ・ 家庭の養育力や教育力の低下
- ・ 地域の養育力や関係力の低下

子ども環境の劣化、機能低下

問題



* 子どもの健やかな育ちのために

- ・ すべての子どもに対する保育保障
- ・ 家庭という子ども環境の機能の再生
- ・ 地域社会という子ども環境の機能の再生

課題



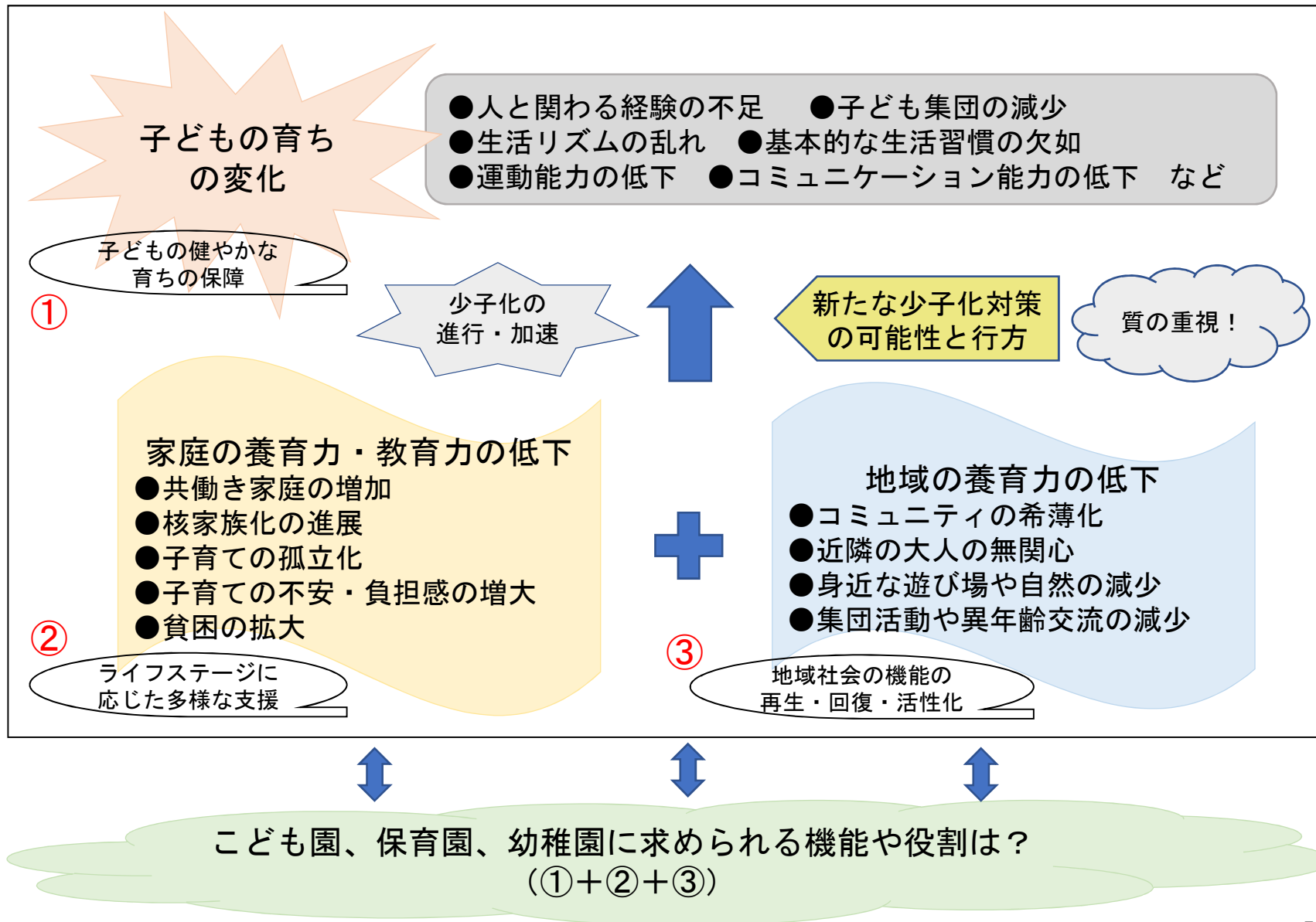
* 教育・保育と子育て支援の包括的な展開

- ・ 質の高い教育及び保育の提供（親の就労の有無に関わりなく）
- ・ 未就園児家庭を含む地域子育て支援の拡充
- ・ 関係機関や地域社会資源との連携、協働

解決

〈幼児教育・保育・子育て支援の今日的課題〉

政策にも影響！



【子どもの貧困問題と保育の可能性】

* 子どもの貧困を捉える多様な側面

- ・ 3つの側面から捉えた現代の貧困
「経済的な貧困」「関係性の貧困（社会的な孤立）」「経験の貧困」
- ・ 多面的な要素で捉えた貧困
「機会の貧困」「知識や情報の貧困」「健康格差」など

* 貧困問題に対する保育政策（子ども・子育て支援政策）の方向性

- ・ 経済的な貧困 ⇒ 幼児教育・保育の無償化、各種現金給付、保護者の就労支援など
- ・ 関係性の貧困 ⇒ 就園を通じたつながり、子どもの居場所、多世代交流、保護者の脱孤立化など
- ・ 経験の貧困 ⇒ 学び環境、行事、遊び、自然体験、動植物との関わり、食育、地域活動など

参考：子どもの貧困がもたらす社会的損失（15歳（2013年時点）の1学年のみ）
「子どもの貧困の社会的損失推計」の結果の整理表。（日本財団のレポートより）

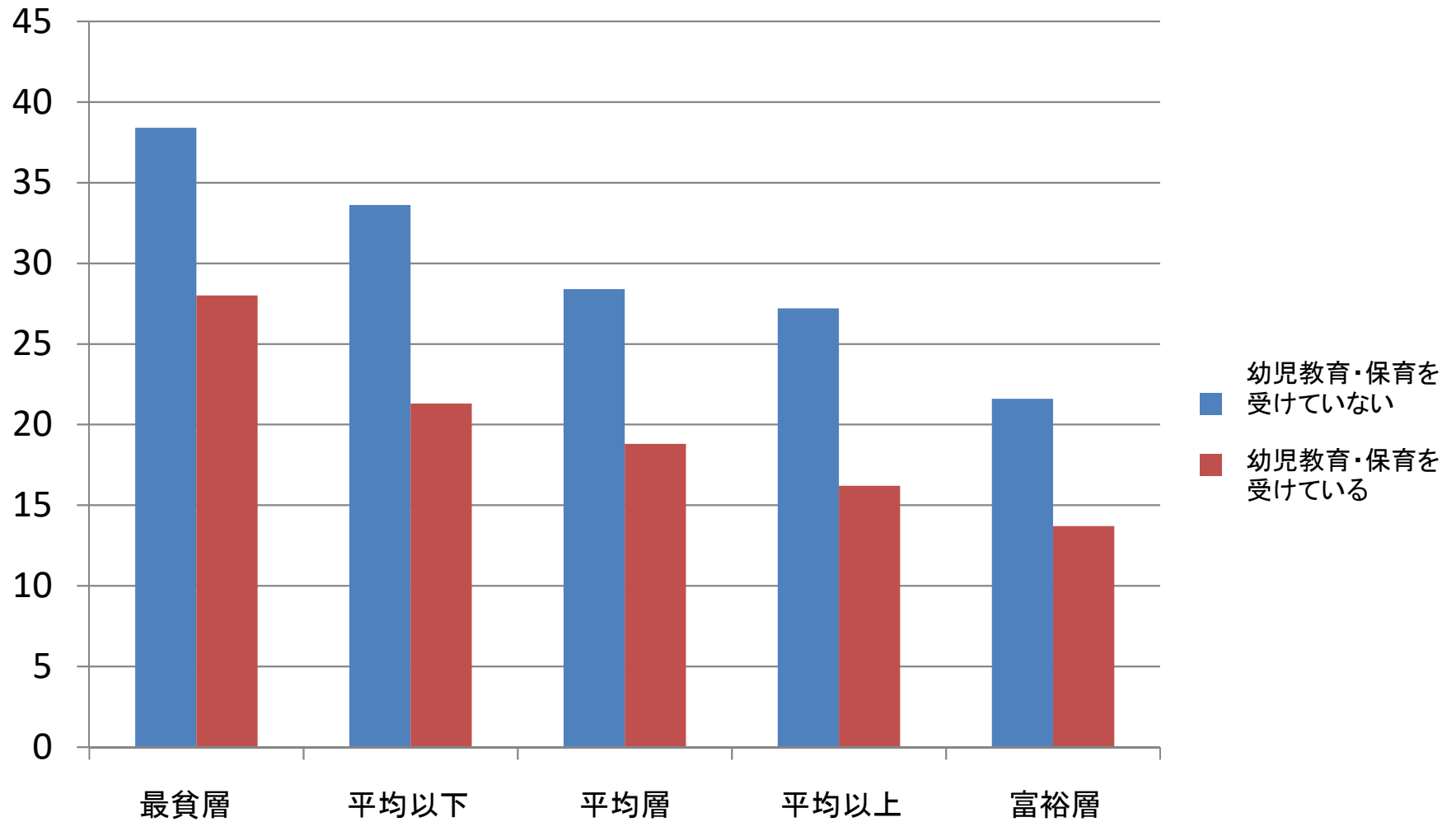
* 1：上記の15歳は約18万人

* 2：0～15歳の子ども約1760万人のうち貧困状態にある子ども約260万人では42.9兆円となる

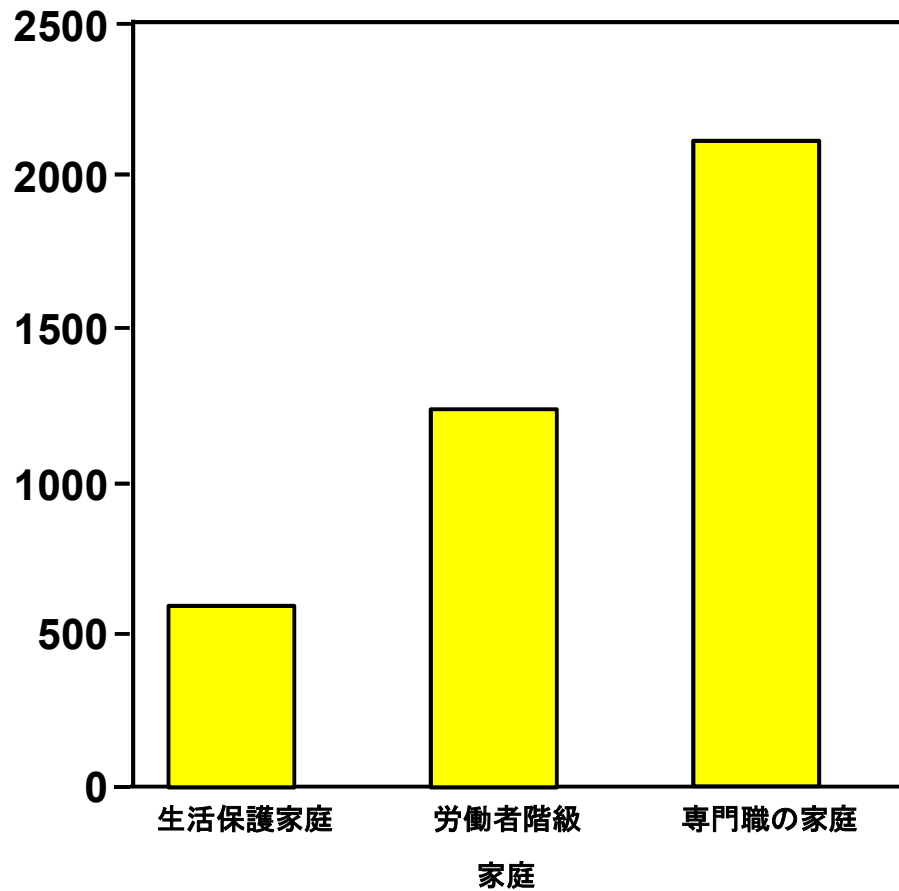
シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
改善シナリオ	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人

[参考] E. メルウィッシュ・オックスフォード大学教授の講演より (2021. 1. 18)

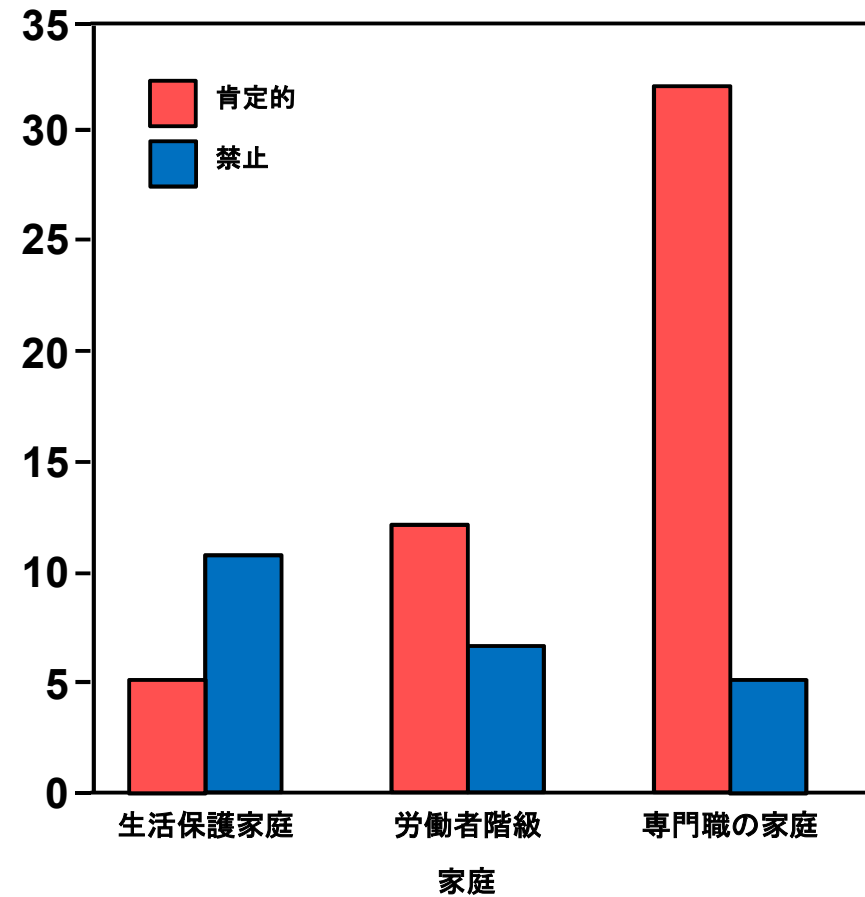
所得層別の発達遅延率



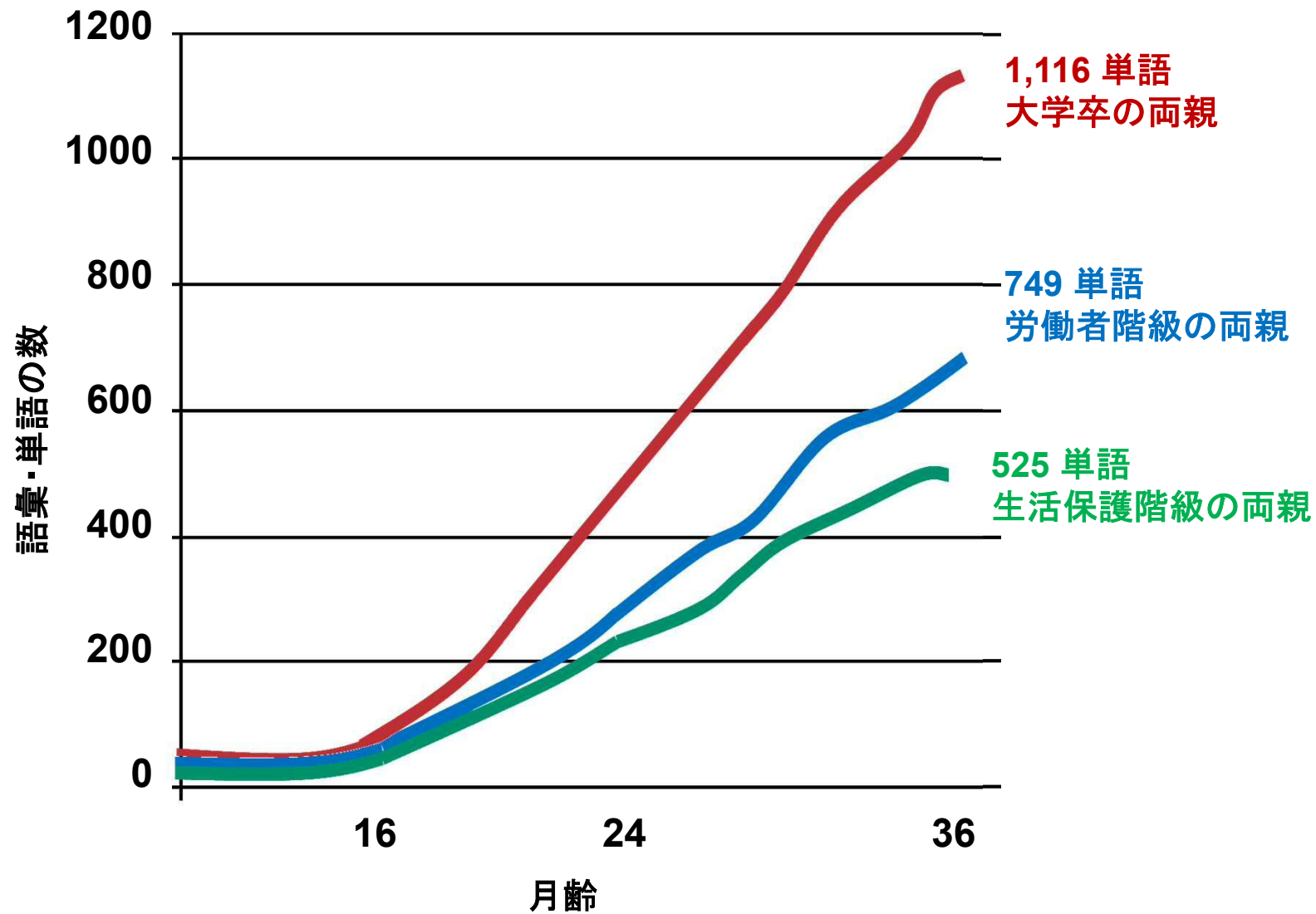
一般的な時間に聞く言葉の量



一般的な時間に聞く言葉の質



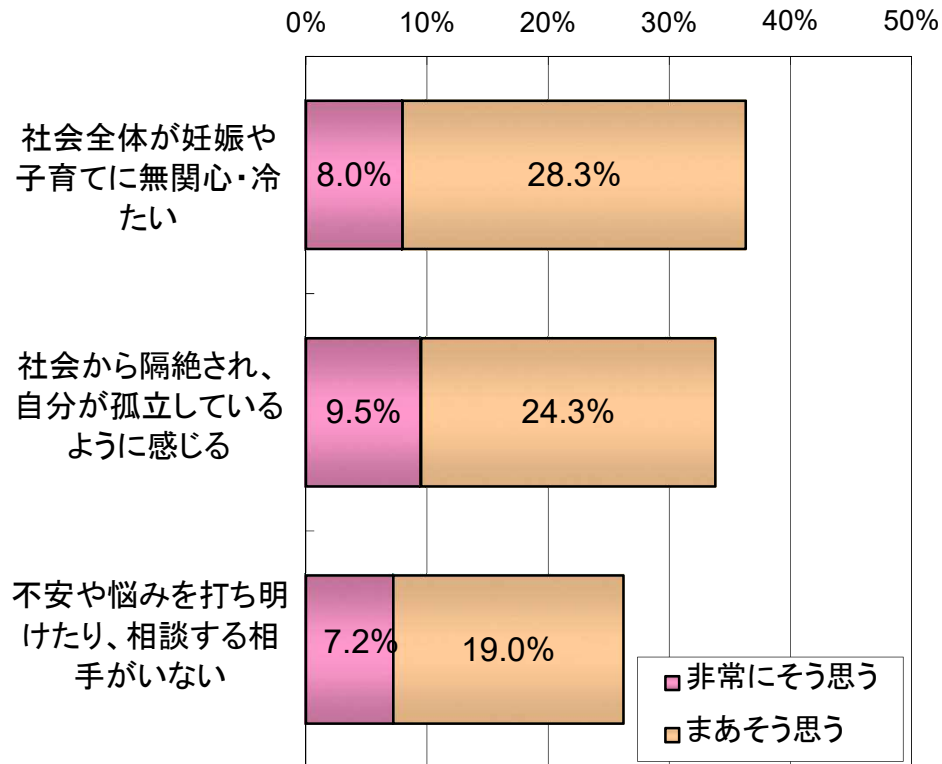
成果の違いは幼少期に始まる



結婚や出産をとりまく状況 子育ての孤立化と負担感の増加

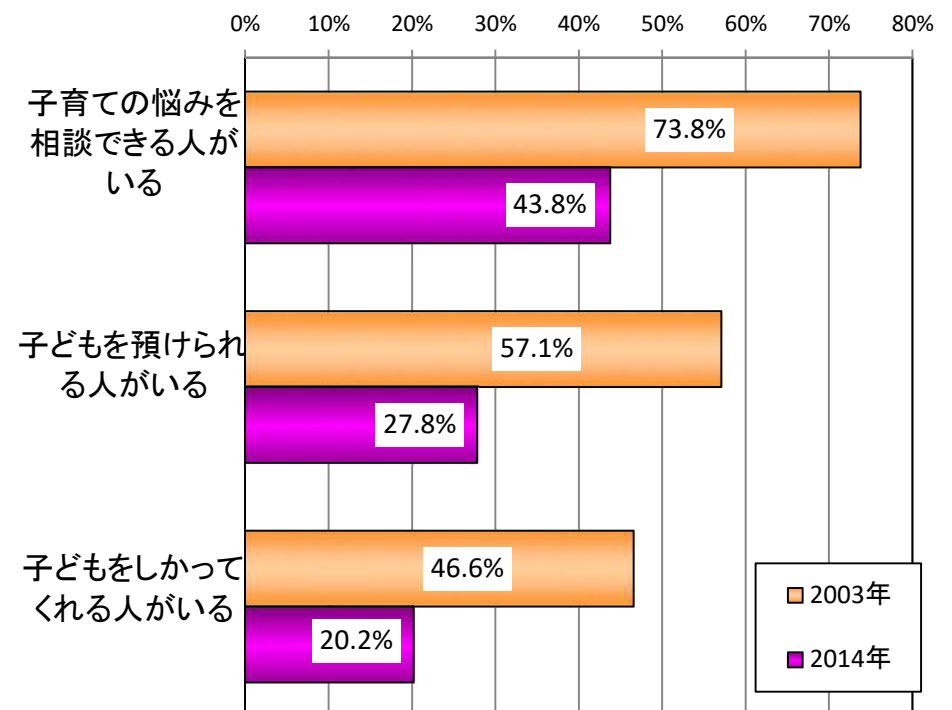
- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、**子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。**
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、**就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。**

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料：財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

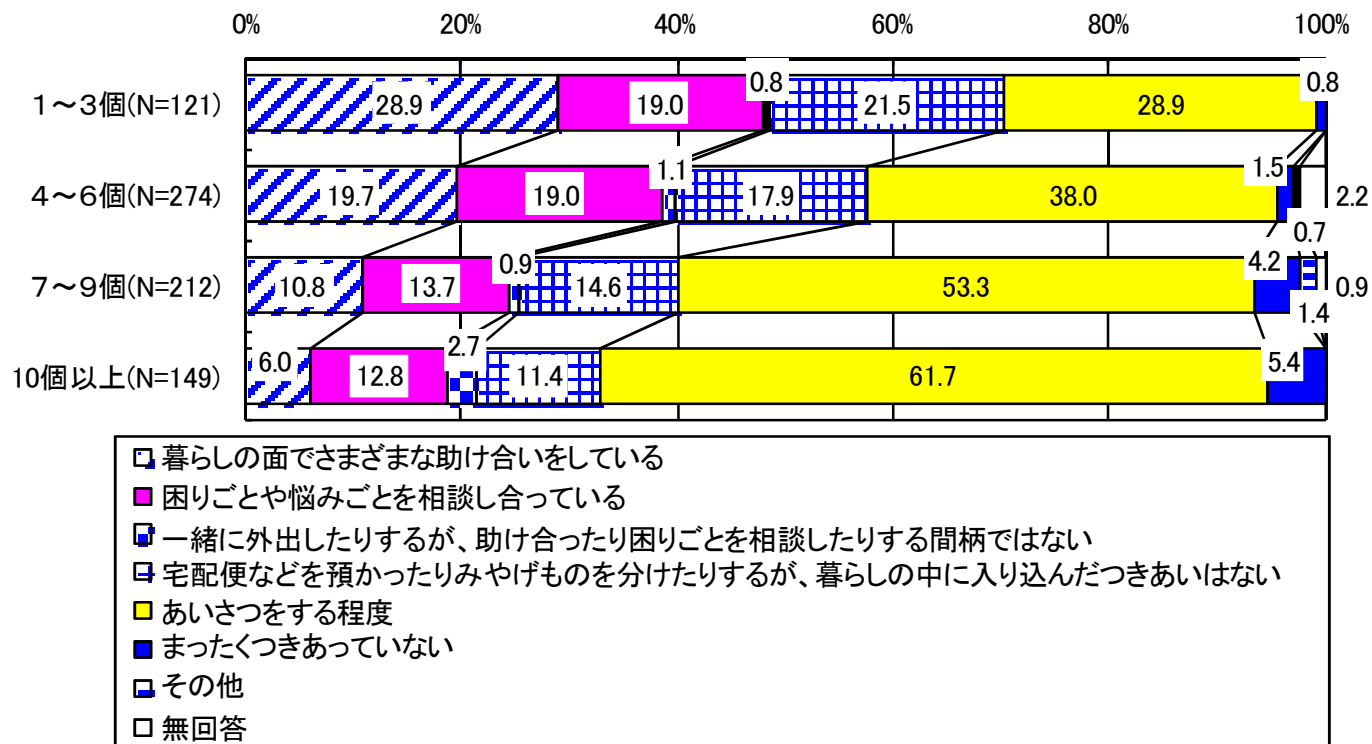
地域の中での子どもを通じたつきあい



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

大津市次世代育成支援に関するアンケート調査結果（平成20年度実施）より

図65 就学前児童の子育ての不安や悩みの項目数別 近所づきあいの程度



近所づきあいが豊かなほど
子育ての悩みや不安は少ない

図66-1 市民の子どもの頃の経験度別／赤ちゃんのおむつをかえたりミルクをあげたこと
子育ての不安や悩みの項目数

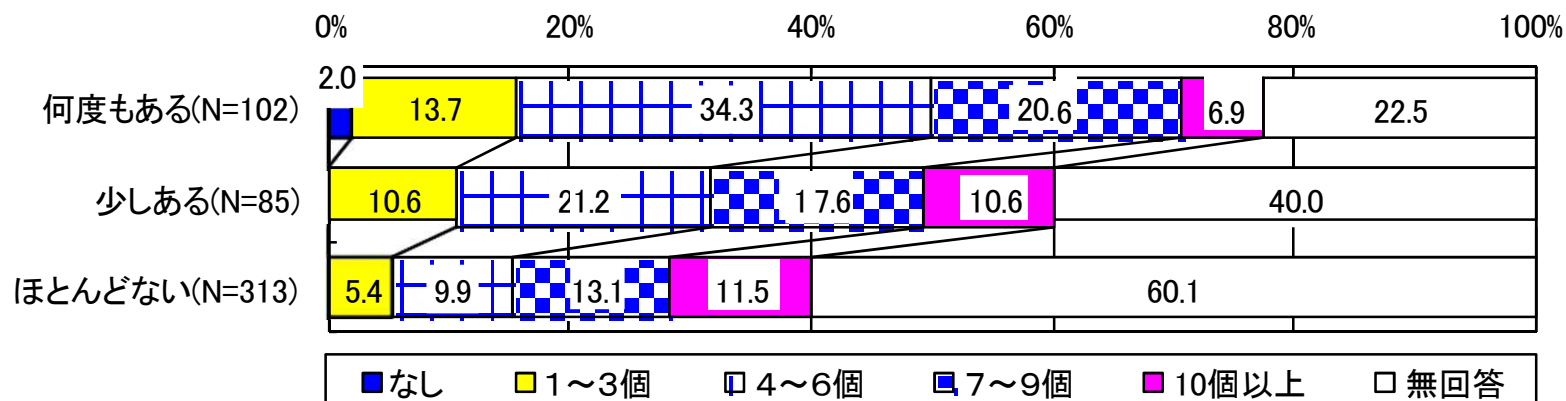
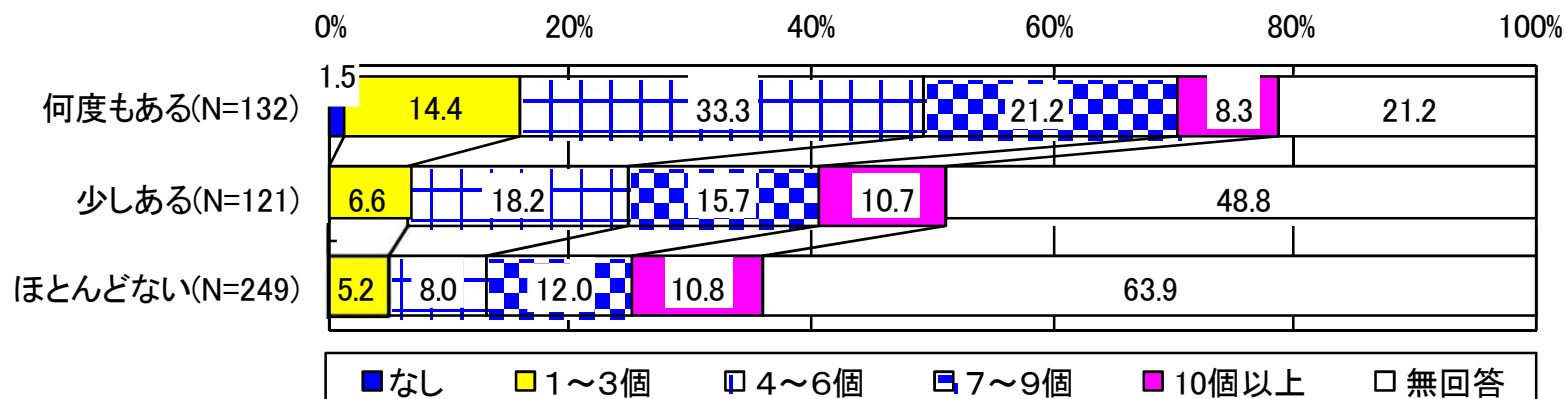
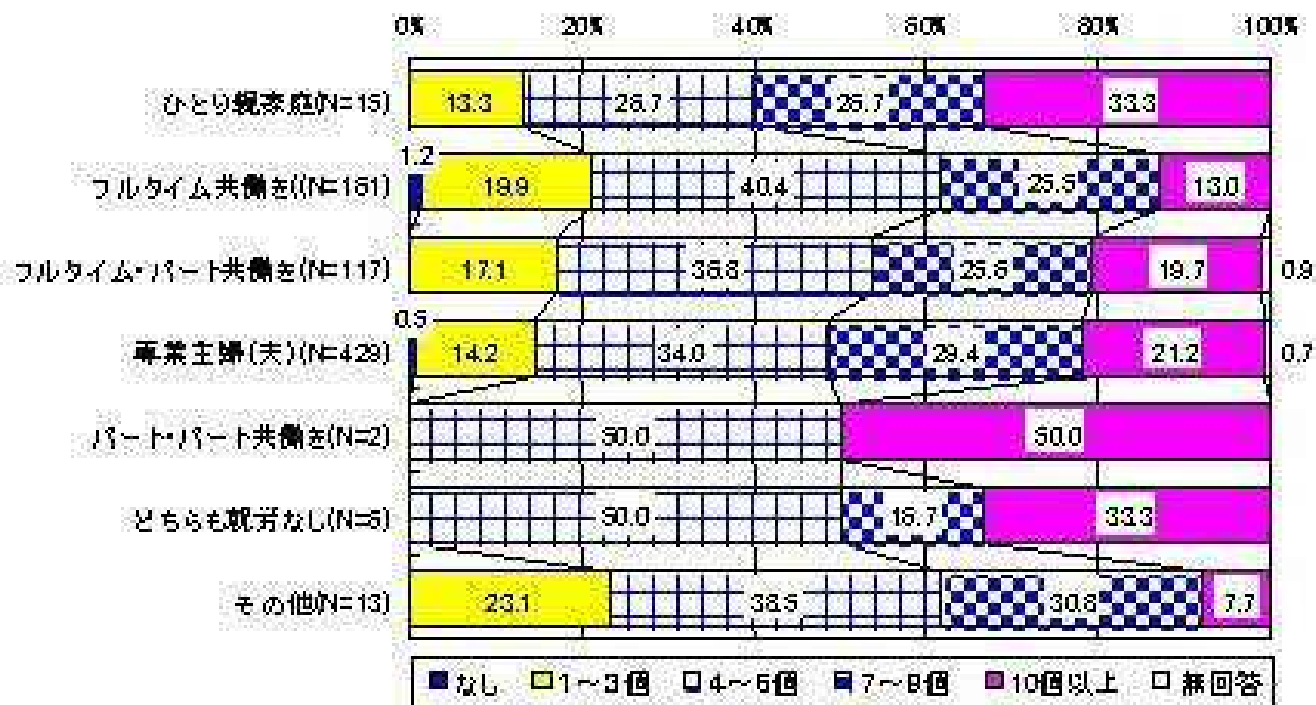


図66-1 市民の子どもの頃の経験度別／小さな子どもの着替えや食事などの世話をしたこと
子育ての不安や悩みの項目数



大人になる前に子どもと関わった経験が多いほど
子育ての悩みや不安は少ない

図10-1 就学前児童の家庭類型別 子育てで不安や悩みを感じる項目数



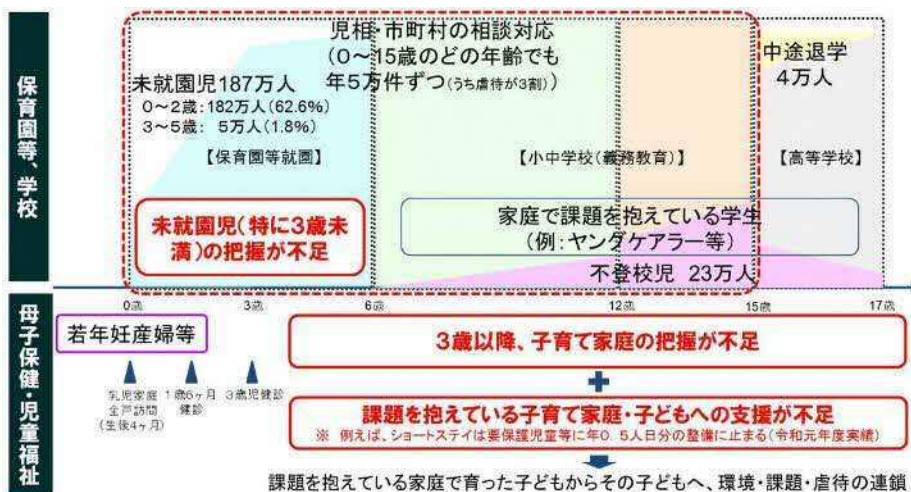
共働き家庭より
専業主婦家庭のほうが
子育ての不安や悩みは多い

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

令和3年4月26日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料

包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

課題1：支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足



先進的な取り組み事例

①未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機関(保育所)につながる

<石川県マイ保育園>

- > 2005年から実施
- > 妊娠時から3歳までの子を持つ全ての家庭が身近な保育園に登録
- > 育児体験、一時保育、育児相談が利用できる

育児相談・プラン作成 育児教室の様子



②子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

<浜松市はますくヘルパー>

- > 2016年から実施
- > 産前から1歳になるまでの保護者のヘルパー利用時に補助
- > 支援内容は家事支援、育児支援、相談支援があり、1日2回最大4時間まで(通算50時間まで)利用可能

家事支援 育児支援



③課題のある就学児童に多様な支援を提供

<Learning for All(葛飾区等)>

- > 6歳~18歳の子ども達の状況に合わせ多様な支援を提供
- ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- > 学校等と連携し支援と結びつける
- > 「子ども支援の運営」と「大人達の連携」を両輪で地域の中で展開

中高生の居場所 学童



④子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャー券の贈呈

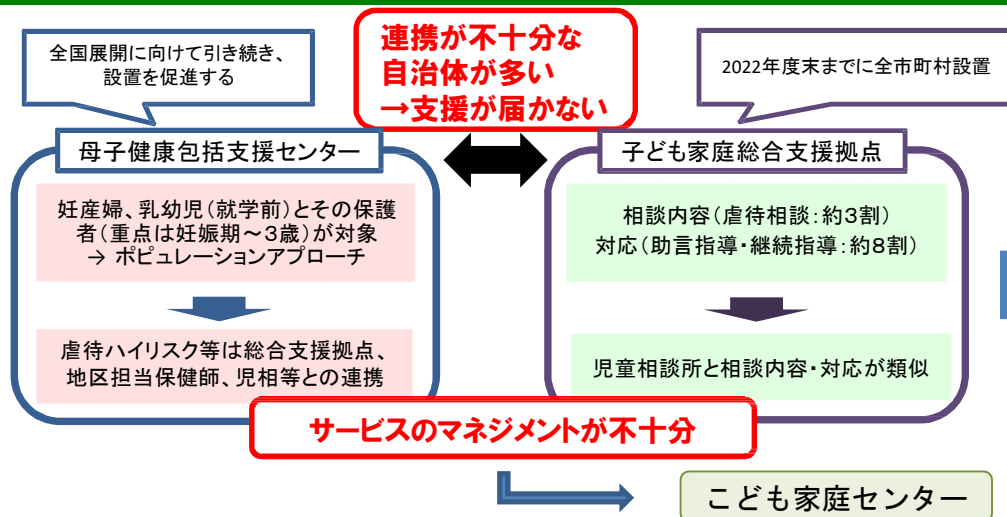
<浦安市子どもプロジェクト>

- > 妊娠から子どもが2歳になるまでに3回子育てケアプランを作成
- > 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できるバウチャー券(1.5万円)を贈呈

ケアプラン作成 贈られる育児用品



課題2：マネジメント体制の再構築が必要



＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円の内数）

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ子どもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

①定期的な預かり

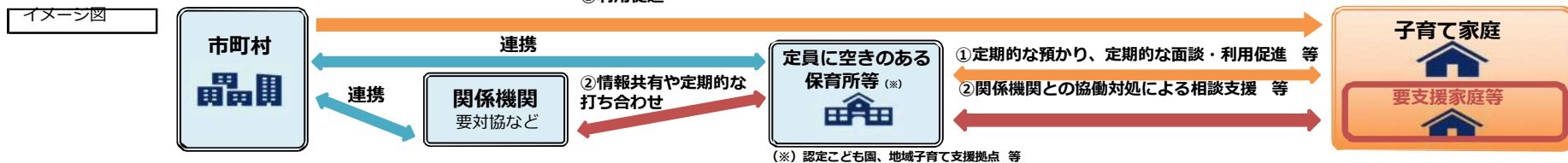
- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

- ①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。

①利用促進



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

②1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10

こども・子育て支援加速化プラン（今後3年間） 2 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充 主なポイント

- ✓ 幼児教育・保育の質の向上
～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
加算で対応
- ✓ こども誰でも通園制度（仮称）の創設
～就労要件を問わず、
全ての子育て家庭が保育所を利用できるように～
給付で対応？
- ✓ 病児保育、学童、社会的養護、ヤングケアラー、
障害児、医療的ケア児、ひとり親家庭などの支援体制強化

*こども家庭庁の資料に吉田が加筆

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

＜こども・子育て政策の強化について(試案)(令和5年3月31日)＞(抄)

- 0-2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者(一定の就労時間以上)等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度(仮称)の創設

- ・専業主婦(夫)・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労の有無を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代と関わりながら成長できる機会を保障できる。
理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

小学校就学前の全てのこどもの健やかな成長に向けたこども家庭庁の取組について

こども家庭庁 ・就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保、子育て支援を所掌 ・総合調整、勧告権等
・保育所を所管、認定こども園を共管 ・教育・保育給付など子ども・子育て支援の事務を所掌

- 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を新たに策定（閣議決定）し、未就園児を含む就学前の全てのこどもの育ちの保障に向けた取組をこども家庭庁が主導して強力に推進。

未就園児

- いずれの施設にも通っていない未就園児について、こども家庭庁が主導して実態を把握、一時預かりや地域子育て支援、幼児教育・保育の利用につなげる等のアウトリーチ型支援を強化

保育所

- 保育所保育指針を定める際、文部科学省にあらかじめ協議（児福法改正）。策定された指針は内閣総理大臣と文科大臣が共同告示。

幼稚園

- 幼稚園教育要領を定める際、こども家庭庁にあらかじめ協議（学教法改正）。策定された要領は文科大臣と内閣総理大臣が共同告示。

認定こども園

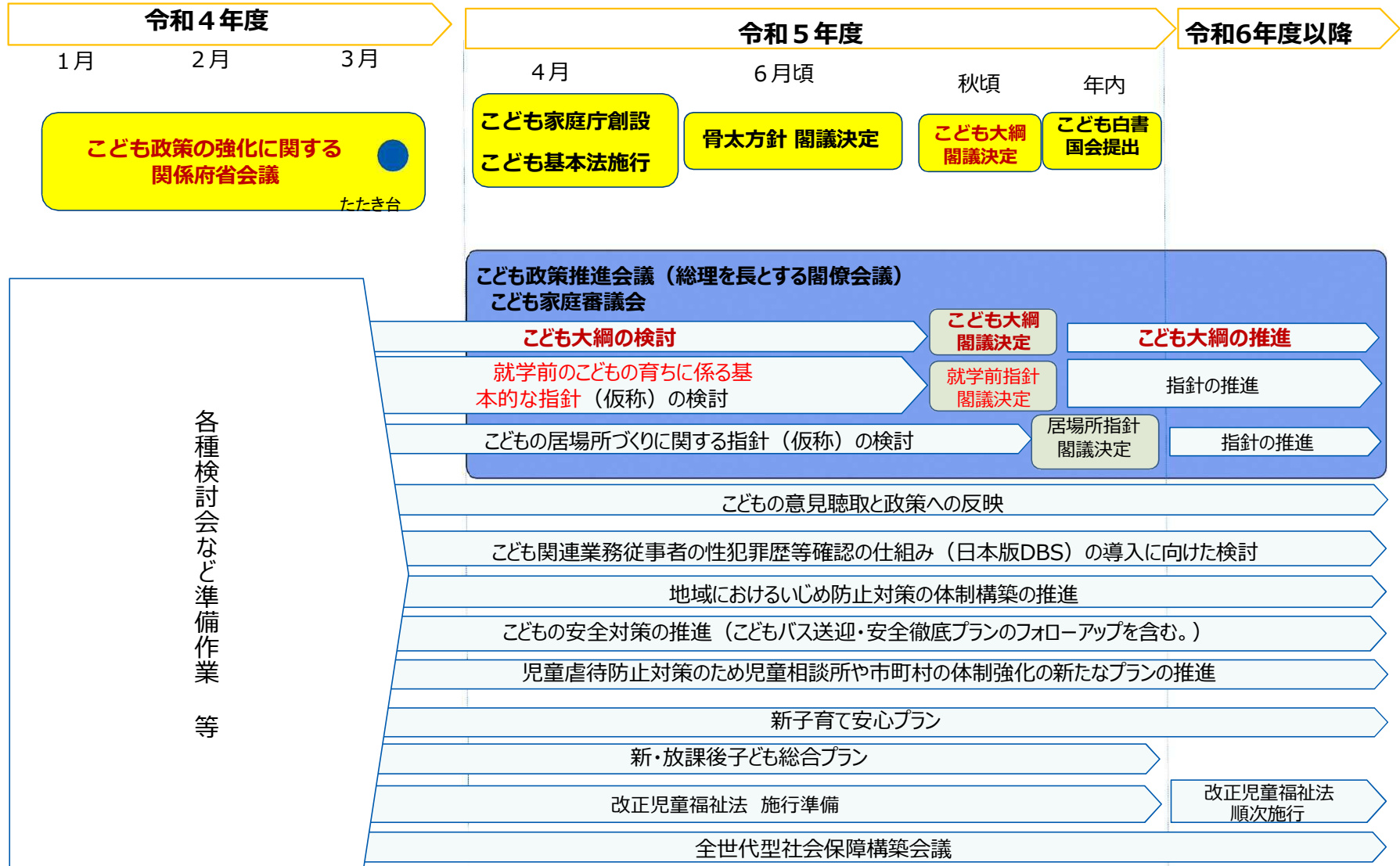
3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保し、
いずれの施設でも共通の教育・保育を受けることを可能に。

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣と文科大臣が策定。
- 認定こども園に関する事務の輻輳や縦割りの問題を解消。
 - ・通知等は原則としてこども家庭庁と文科省の連名。
 - ・調査について内容の共通化に向けた検討を行い令和5年度の実施を目指す。令和4年度から翌年度の調査の年間予定を地方自治体に周知。
 - ・施設整備事業・災害復旧事業を原則こども家庭庁へ移管し一本化。

- 文部科学省は、小学校教育への円滑な接続に向けた各地域における体制整備への支援等を実施（幼児教育の振興を所掌、幼稚園を所管、認定こども園を共管）

小学校就学前の全てのこどもの育ちと学びを支え、健やかな成長を保障

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）



※検討状況を踏まえ、順次、具体化を図っていく

【こども大綱及び地方版こども計画について】

〈こども大綱：第9条関係〉

- 政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めなければならない。
- こども大綱が定める事項
 - ・ こども施策に関する基本的な方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項
- こども大綱に含まれる事項
 - ・ 少子化社会対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策（少子化社会対策大綱）
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項（子供・若者育成支援推進大綱）
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項（子どもの貧困対策に関する大綱）
- こども大綱に定める施策については、具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

地方版こども計画は
保育にどう影響？

〈地方版こども計画：第10条関係〉

- 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（「都道府県こども計画」）を定めるよう努めるものとする。
- 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（「市町村こども計画」）を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県・市町村こども計画を定め、または変更したときは、これを公表しなければならない。
- 都道府県・市町村こども計画は、都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する都道府県計画などと一体のものとして作成することができる。

少子化社会対策大綱の推進について（概要）

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。
- 令和3年度における主な取組は、以下のとおり。

結婚支援	妊娠・出産への支援	仕事と子育ての両立支援	地域・社会による子育て支援	経済的支援
地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援 結婚新生活支援事業の充実	不妊治療等への支援 <ul style="list-style-type: none">・不妊治療への経済的支援・不妊治療を受けやすい職場環境整備・不妊症・不育症への相談支援等・不育症への経済的支援 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none">・産後ケア事業の全国展開 等	待機児童の解消 「新子育て安心プラン」の実施により、令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備 男性の育児休業の取得促進 出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入等を検討	利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を推進 <ul style="list-style-type: none">・地域の支援員が各事業所を巡回・ファミリー・サポート・センター事業と地域子育て支援拠点事業等との連携を強化 等	税制 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置 等

※検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。
※更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める。

【就学前のこどもの育ち指針について】

〈就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針〉

- 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき強力に推進する
- 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針を新たに閣議決定し、これに基づき強力に推進）

（以上、令和3年12月21日閣議決定、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針より抜粋）

○こどもの育ちの基盤を形づくる乳幼児期の育ちを、こどもの誕生前から、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人と保障していくには、すべての人で共に目指したい目的や理念、すべての人の取組の土台となる基本的な考え方を共有していくことが欠かせない。

○こども基本法の目的・理念に則りのっとり、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを通じて切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会（環境）を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

（以上、令和5年3月30日「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告より）

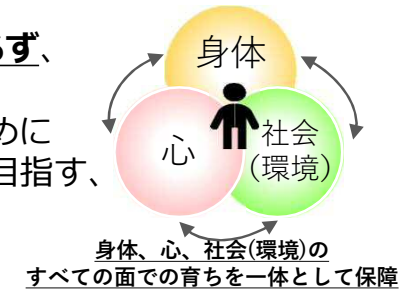
「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告 ～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～（概要）

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、
人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人**と共有し、こども本人と社会全体の双方にとって重要なこどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず**、
こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく**、
こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するために
すべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、
次代の社会を担う**すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって**
幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。



すべての人で共有したい理念

**すべてのこどもが一人一人個人として、
その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている**

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が尊重されている。

**すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、
育ちの質が保障されている**

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。

**こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、
主体性が大事にされている**

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

**子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、
それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える**

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

〔基礎自治体における子ども政策の課題〕

* 地域特性を十分に把握しているか

- ・ 子どもに関わる各種データの把握（過去、現在、未来）
- ・ 少子化に関わる各種データの把握（過去、現在、未来）
- ・ 地域社会資源の把握

* 新制度の理念を理解して事業計画を策定しているか

- ・ すべての子ども・子育て家庭への支援に向けて
 - 「例外のない保育保障」
 - 「切れ目のない支援」
 - 「子ども・子育てにやさしいまちづくり」
 - 「供給主体から需要主体への転換」 ⇒ 子ども・子育て会議の活用

* 地方版子ども・子育て会議を活用しているか

- ・ 需要側と供給側（ステークホルダー）で構成する会議体の設置
- ・ 事業計画作成に参画し、進捗状況を毎年度点検・評価

地方版子ども・子育て会議の役割とは何か（確認）

* 特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関して

- ・ 新たな利用定員の設定について、市町村が「確認」を行うにあたって、事業計画の確保の内容と照らし、計画に沿って進めているかを確認する

* 市町村事業計画の策定（及び変更）に関して

- ・ 事業計画の策定や見直しにあたって、必要な検討・議論を行い、意見を聴取する
- ・ 幅広い関係者が政策プロセスに、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する

* 実施状況の調査審議に関して

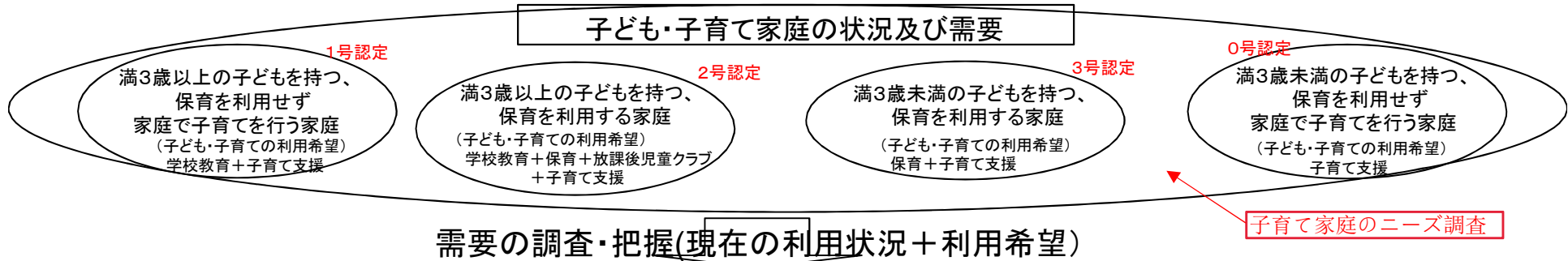
- ・ 計画の推進に向けた具体的な展開について必要な検討を行うとともに、計画の進捗状況等の報告を受け、評価・検証を行う

* 地方版子ども・子育て会議の意義

- ・ 子育て当事者の参画をはじめ幅広い需給関係者の参画、関与
- ・ 潜在的なニーズの把握、掘り起こし
- ・ 需要主体の視点から計画の実効性の担保
- ・ 関係当事者、事業者の利害調整、及び市民参画のモデル

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

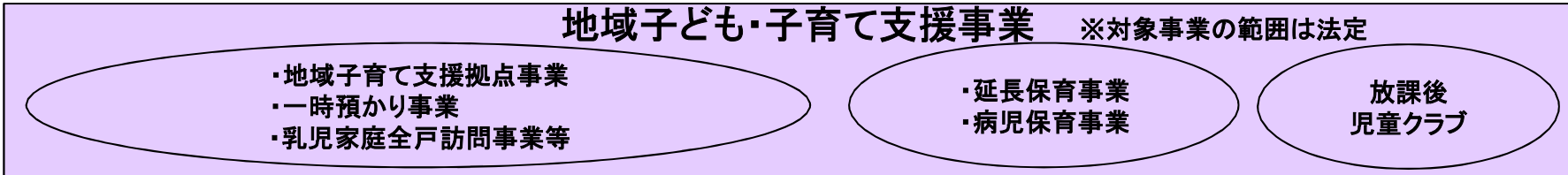
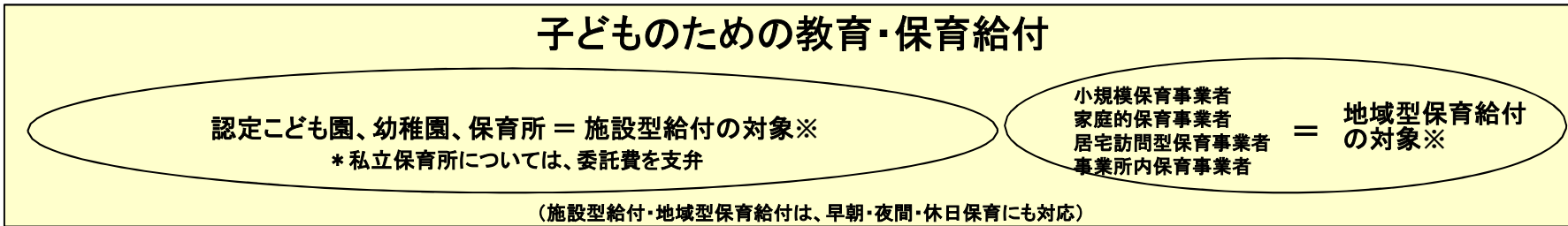
○市町村子ども・子育て支援事業計画は、**5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画**。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

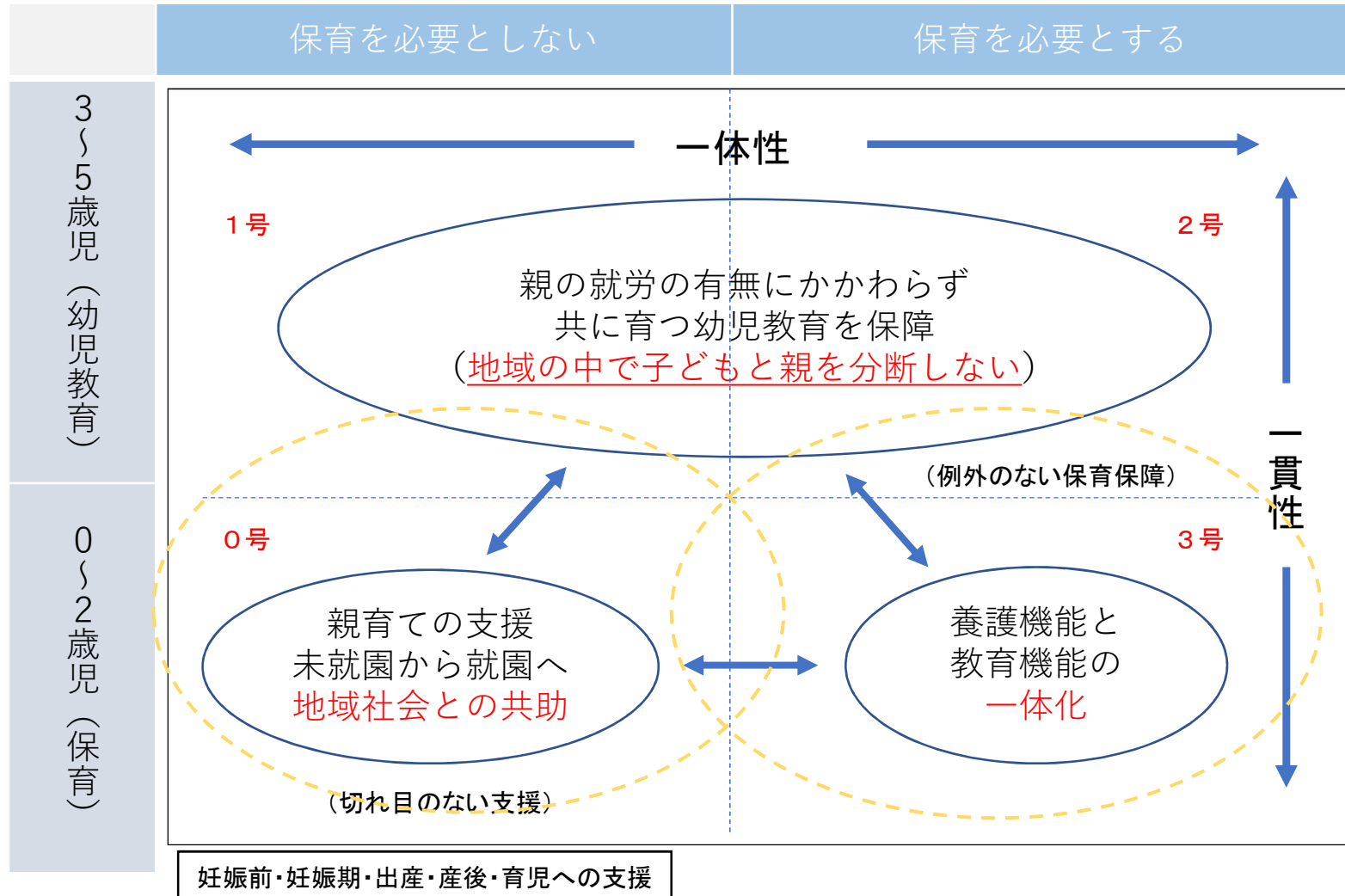
計画的な整備



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

《すべての子ども・子育て家庭への支援》

学びや発達の連続性、生活の連続性 ⇒ 小学校教育との接続、放課後児童対策



共通の幼児教育を保障（発達の連続性）
園・家庭・地域の連携（生活の連続性）
一体性

未就園から就園への連携（生活の連続性）
就園から卒園への接続（発達の連続性）
一貫性

地域社会＝子ども・子育てにやさしいまち、高齢者・障害者にも

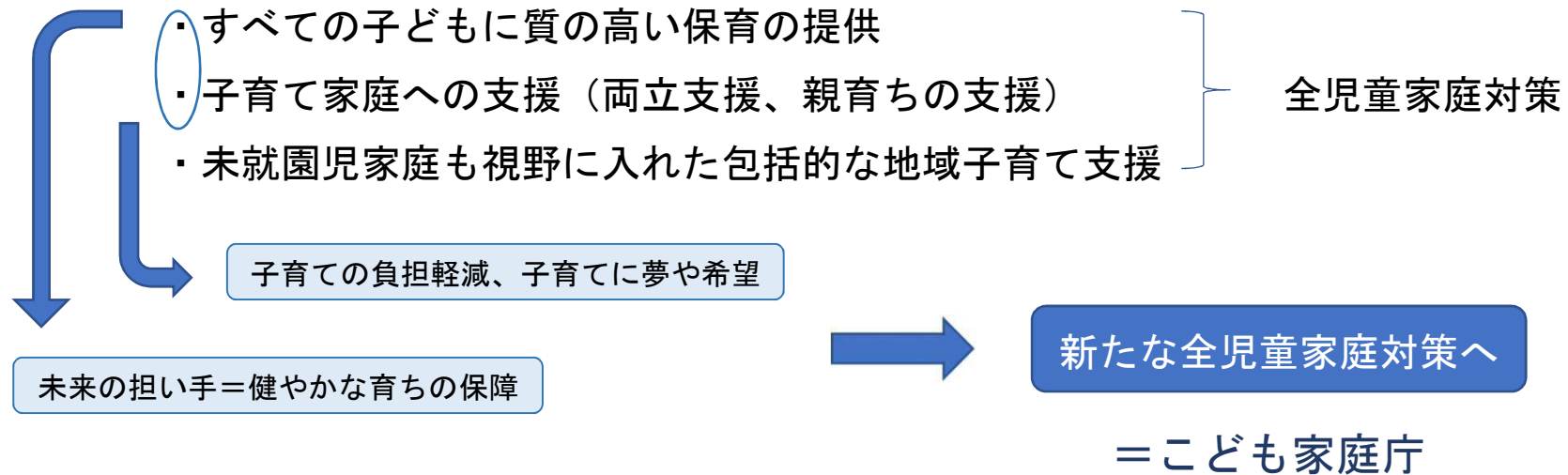
〔まとめ I : 少子化の加速と保育政策の方向性〕

* 子ども環境の機能低下にどう対応するか

- ・ 子どもの育ちの変化 ⇒ 家庭や地域社会という子ども環境の劣化
- ・ 家庭の機能低下 ⇒ 子育ての孤立化、子育て力の低下
- ・ 地域社会の機能低下 ⇒ コミュニティや関係性の希薄化
- ・ 子ども環境の機能の再生 ⇒ 包括的な地域子育て支援

Ex. アウトリーチ、つながり、支え合い

* 少子化対策における“保育”の役割（主に質的対応）



〔参考：〕 不適切な保育に陥らないために

幼保連携型認定こども園における指導について

幼保連携型認定こども園における指導は、園生活全体を通して園児の発達の実情を把握して園児一人一人の特性や発達の課題を捉え、園児の行動や発見、努力、工夫、感動などを温かく受け止めて認めたり、共感したり、励ましたりして心を通わせ、園生活の流れや発達などに即した具体的なねらいや内容にふさわしい環境をつくり出し、園児の展開する活動に対して必要な助言・指示・承認・共感・励ましなどが含まれる。

乳幼児の理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助的なかかわり、反省と評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われる。

吉田正幸（よしだまさゆき）プロフィール

○略歴

福岡市出身。大阪大学人間科学部卒業。
㈱保育システム研究所 代表取締役
大妻女子大学大学院非常勤講師（保育マネジメント特論）

○審議会など

文部科学省：「新しい幼児教育の在り方に関する調査研究」企画評価会議委員
内閣府：認定こども園制度の在り方に関する検討会委員
厚生労働省：社会保障審議会少子化対策特別部会委員
厚生労働省：保育士等確保対策検討会副座長
経済産業省：保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会座長
厚生労働省：保育の現場・職業の魅力向上検討会副座長
内閣府：子ども・子育て支援システム標準化検討会座長 など歴任
神奈川県子ども・子育て会議委員
京都市はぐくみ推進審議会特別委員
品川区子ども・子育て会議副会長
千代田区子ども・子育て会議副会長
板橋区子ども・子育て会議副会長
こども家庭庁：子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員
こども家庭庁：子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議副座長
こども家庭庁：企業主導型保育事業点検・評価委員会座長 など現在

○著書（共著・分担執筆を含む）

「保育所と幼稚園～統合の試みを探る」（フレーベル館、2002）
「幼保一体化から考える～幼稚園・保育所の経営ビジョン」（ぎょうせい、2005）
「次世代の保育のかたち」（フレーベル館、2010）
「選ばれる園になるために～変革のビジョンと実践」（世界文化社、2013）
「認定こども園の未来～幼保を超えて」（フレーベル館、2013）
「認定こども園の未来～保育の新たな地平へ」（フレーベル館、2016）
「認定こども園白書」（中央法規出版、2022） など

○その他

参議院文教科学委員会で認定こども園法の参考人意見陳述。
参議院「社会保障と税一体改革特別委員会」公聴会で公述人意見陳述。
衆議院内閣委員会で子ども・子育て支援法及び児童手当法一部改正の参考人意見陳述。
NHK「クローズアップ現代」「ナビゲーション」「視点・論点」のゲスト解説等に出演。

研究所の
WEBサイトは
コチラ ⇒
<https://www.hoikusys.jp/>

